

東部圏域における就労継続支援B型の 総量規制について

令和7年度

大分県障害者施策推進協議会

東部圏域における就労継続支援B型の総量規制について

東部圏域（別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村）における就労継続支援B型の定員規模が大分県障がい者計画における利用計画量を大幅に上回っていることから、障害者総合支援法第36条第5項に基づき令和8年2月1日から当分の間、新規指定および定員増を行わないこととしたい。

1. 総量規制の概要

障害福祉サービス等における総量規制

- 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる。

対象サービス等

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

(1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域における当該サービスの利用（入所）定員の総数



都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用（入所）定員の総数

■ 圏域における指定事業所の定員規模

■ 大分県障がい者計画における利用計画量

(2) その他、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

2. 法的根拠

障害者総合支援法

第三十六条（中略）

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条文及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

（中略）

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるととき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

障害者総合支援法施行規則

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

3. 東部圏域における就労継続支援B型の定員規模と利用計画量の差

	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	計
定員規模(A) ※	1,087	145	170		167	1,569
利用計画量(B)	933	160	185	12	140	1,430
差(A)-(B)	154	▲ 15	▲ 15	▲ 12	27	139
参考(R6 実績)	851	161	188	11	131	1,342

※R8.1月見通し

4. 今後の方針およびスケジュール

令和7年11月26日	大分県障害者施策推進協議会で審議
令和7年12月1日	県ホームページ掲載および事業所通知により総量規制を周知
令和8年2月1日	東部圏域の就労継続支援B型の総量規制を開始 期間：令和8年2月1日～当分の間※ ※ただし、令和8年度の障がい福祉計画の見直しに合わせて総量規制の継続可否について改めて検討する。

<参考>

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

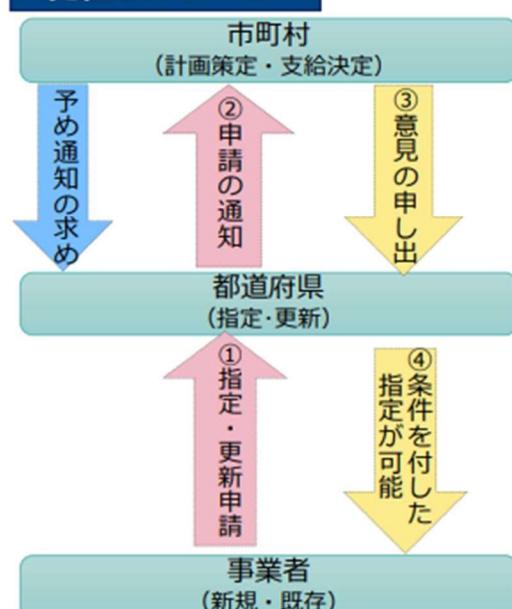
現状・課題

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出しがれること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しがれることとする。

見直しのイメージ



【想定される条件（例）】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めるこ
 - 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受け入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受け入れの準備を進めること
 - 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
 - 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること
- * 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない

※ 指定都市等は、自ら事業者の指定に際して条件を付しがれること等を政令で規定予定。

出典：厚生労働省 障害保健福祉関係会議資料 主管課長会議資料(令和5年3月10日)抜粋